

2021年11月16日

湖北工業株式会社

代表取締役社長 石井 太

問合せ先： 管理部 0749-85-3211

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「豊かな個性を尊重する全員参加型の経営を実践し、新しい価値の創造を通じて、オンリーワン企業を目指す」を経営理念としており、全員参加型の経営の適正化を図る観点から、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組み、株主、取引先、従業員等を含むすべてのステークホルダーに貢献するとともに、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

<補充原則1-2④ 議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳>

当社は、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英文を検討してまいります。

<補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保>

当社は、「豊かな個性を尊重する全員参加型の経営を実践し、新しい価値の創造を通じて、オンリーワン企業を目指す」を経営理念としており、性別や国籍、新卒か中途採用かに関わらず、優秀と考える人材を管理職へ登用しております。このため、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用に関する目標設定は行っていません。なお、当社においては、中途採用者を多数採用し、管理職へも多数登用しておりますが、女性の管理職はおりません。当社グループ子会社においては、女性や外国人の役員もあり、管理職に積極的に登用しております。

当社は、多様性の確保の重要性を認識しており、女性・外国人の管理職への登用を今後一層推進してまいります。

<補充原則3-1② 英語での情報の開示・提供>

当社は、現在ウェブサイトも英語でも開示しておりますが、今後は、自社の株主における海外投資家等の比率等を勘案のうえ、英語でのさらなる情報開示・提供を検討してまいります。

<補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み等>

当社は、サステナビリティの重要性を認識しており、CSR・環境保全活動の実施や、ISO・IATF等の認証取得・維持更新に積極的に取り組んでおります。今後は、経営戦略・経営計画策定にあたり、人的資本や知的財産への投資等に係る情報を開示・提供してまいります。

<補充原則4-1③ 最高経営責任者（CEO）等の後継者の育成>

当社は、最高経営責任者（CEO）等の後継者育成は大きな命題であり、最重要課題の一つとして認識しており、適切な時期に、指名・報酬諮問委員会で協議・検討してまいります。

<補充原則4-2② サステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針>

当社は、サステナビリティの重要性を認識しており、CSR・環境保全活動の実施や、ISO・IATF等の認証取得・維持更新に積極的に取り組んでおります。取締役会において、自社のサステナビリティを巡る取組みの基本的な方針を策定しておりませんが、今後取締役会で議論を行い、方針策定を進めていく方針であります。

<補充原則4-8③ 支配株主との取引>

当社においては、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役2名を選任しておりますが、3分の1以上の選任はしておりません。また、現時点で特別委員会を設置しておりませんが、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為が発生すると見込まれる場合は、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会の設置を検討いたします。

<補充原則4-11③ 取締役会の実効性の評価>

本報告書の「補充原則4-11① 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」に開示している通り、当社の取締役会は、知識・経験・能力を十分備えており、実効性が確保されていると判断しております。

なお、取締役会の実効性評価の重要性は認識しており、評価体制を整備するべく準備を進めております。

<原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表>

当社は、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等について、経営資源を適切に配分し経営計画を策定しておりますが、今後の経営計画策定・公表時には資本コストを踏まえた収益力・資本効率等に関する目標を提示し、経営資源の配分等について株主に説明することを検討してまいります。

<補充原則5-2① 事業ポートフォリオに関する基本的な方針>

当社においては、リード端子事業を基盤事業、光部品・デバイス事業を成長事業と位置付けております。事業ポートフォリオについては、今後取締役会において議論を行い、経営計画の策定・公表時に事業ポートフォリオに関する方針をあわせて開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

<原則1-4 政策保有株式>

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式について、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化のため、取締役会において取得意義や経済合理性の観点を踏まえて取得の是非を判断し、必要と判断する企業の株式を保有する場合があります。

当社は、毎年取締役会で、個別の政策保有株式について、資本コストも考慮のうえ継続保有の適否を検証し、保有意義の乏しい株式は売却することで政策保有株式の縮減に努めてまいります。

(2) 政策保有株式に係る議決権の行使基準

当社が保有する上場株式の議決権の行使については、議決権行使助言会社の方針も勘案し、保有先企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるかなどを総合的に判断し、適切に行使用いたします。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

当社は、当社の役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないよう適切な手続を定めております。

具体的には、「関連当事者等取引管理規程」を制定しており、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分に検討のうえ、取引の性質等に応じて取締役会決議ないしは取締役会への報告を行っております。

<補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保>

当社は、「豊かな個性を尊重する全員参加型の経営を実践し、新しい価値の創造を通じて、オンリーワン企業を目指す」を経営理念としており、性別や国籍、新卒か中途採用かに関わらず、優秀と考える人材を管理職へ登用しております。このため、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用に関する目標設定は行っておりません。なお、当社においては、中途採用者を多数採用し、管理職へも多数登用しておりますが、女性の管理職はおりません。当社グループ子会社においては、女性や外国人の役員もおり、管理職に積極的に登用しております。

当社は、多様性の確保の重要性を認識しており、女性・外国人の管理職への登用を今後一層推進してまいります。

<原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、確定給付型の制度として経済産業企業年金基金制度（複数事業主制度）及び退職一時金制度、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度を設けております。

経済産業企業年金基金制度について、運用機関から運用結果に係る報告書を受領し、内容を精査しており、必要に応じて運用の見直しを検討することとしております。

<原則 3-1 情報開示の充実>

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、「豊かな個性を尊重する全員参加型の経営を実践し、新しい価値の創造を通じて、オンリーワン企業を目指す」という経営理念のもと、「産業社会の発展に貢献すべく、グローバルニッチ市場において、オンリーワンに相応しい使命を果たし、唯一無二の存在となる。」を経営ビジョンとして掲げております。詳細は当社ウェブサイト (<https://www.kohokukogyo.co.jp/company/message-and-vision/>) 及び有価証券報告書にて開示いたします。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「I. 1. 基本的な考え方」にて開示しております。

また、コーポレート・ガバナンス基本方針は、当社ウェブサイト (<https://www.kohokukogyo.co.jp/ir/governance/>) で開示しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書の「II. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて開示しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選解任基準及び選解任プロセスは下記のとおりであります。

1 取締役の選任基準

- (1) 法令や当社の定款、規程を遵守し、コンプライアンス意識が高いこと
- (2) 専門分野について高度な知見と経験を有すること

2 独立社外取締役については、会社法上の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を遵守し、当該基準に基づき、独立した客観的な立場に基づく助言及び経営の監督が期待できる人材を選任する。

3 取締役の解任基準

不正や、重大な法令・定款及び規程の違反、著しい職務怠慢があること

4 取締役の選解任プロセス

- (1) 取締役の選任については、公正性・透明性・客観性を高めるため、取締役会からの諮問を受け

て「指名・報酬諮問委員会」が審議、答申し、取締役会で取締役候補者を決定のうえ、株主総会決議により取締役として選任する。

(2) 取締役の解任については、公正性・透明性・客観性を高めるため、取締役会からの諮問を受けて「指名・報酬諮問委員会」が審議、答申し、取締役会で解任の要否を検討し、解任することが必要と認められる場合は、株主総会決議により取締役を解任する。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

株主総会招集通知において、取締役・監査役候補者の指名理由について説明しております。

<補充原則 3-1 ③ サステナビリティについての取組み等>

当社は、サステナビリティの重要性を認識しており、CSR・環境保全活動の実施や、ISO・IATF 等の認証取得・維持更新に積極的に取り組んでおります。今後は、経営戦略・経営計画策定にあたり、人的資本や知的財産への投資等に係る情報を開示・提供してまいります。

<補充原則 4-1 ① 取締役会の経営陣への委任の範囲>

当社取締役会は、会社法において要求される事項について決定しており、「職務権限一覧表」においては、取締役会にて決議する事項を定めております。

それ以外の事項については、代表取締役社長や取締役等に委任しており、「職務権限一覧表」において委任の範囲を明確化しております。

<原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

独立社外取締役については、会社法上の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を遵守し、当該基準に基づき、独立した客観的な立場に基づく助言及び経営の監督が期待できる人材を選任しております。

<補充原則 4-10 ① 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言>

当社は指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に随時開催しております。

提出日現在の指名・報酬諮問委員会は、栗山裕功(社外取締役)を委員長として、石井太(代表取締役社長)、西村猛(社外取締役)の取締役3名で構成されており、指名・報酬諮問委員会の主な役割は下記のとおりであります。

(1) 取締役の選任については、取締役会からの諮問を受けて指名・報酬諮問委員会が審議、答申し、取締役会で取締役候補者を決定いたします。

(2) 取締役の解任については、取締役会からの諮問を受けて指名・報酬諮問委員会が審議、答申し、取締役会で解任の要否を検討しております。

(3) 役員報酬制度の方針の策定や、各取締役が受ける報酬について、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえた上で、最終決定権限を有する取締役会の決議により定めることとしております。

<補充原則4-11① 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方>

取締役会は、的確かつ迅速な意思決定が可能な人数を考慮し、取締役9名以内で構成するものとし、うち2名以上は独立社外取締役としており、取締役の多様性を考慮し、製造、技術、管理、会計といった専門分野について強みを持つ人材でバランスよく構成するものとしております。当社の取締役は専門分野について強みを持っており、複数の取締役が海外子会社のManaging Directorを兼務するなど国際性を有しており、他社における経営経験や公認会計士資格を有する者を選任するなど知識・経験・能力を十分備えていると判断しております。

スキル・マトリックスについては、今後作成し開示することを検討してまいります。

<補充原則4-11② 取締役・監査役の兼任状況>

当社は、取締役・監査役が上場会社の役員を兼任している場合、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けることができるかを検討のうえで、選任しております。

なお、取締役・監査役の兼任状況は、事業報告・有価証券報告書において開示いたします。

<補充原則4-11③ 取締役会全体の実効性に関する分析・評価の概要>

本報告書の「補充原則4-11① 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」に開示している通り、当社の取締役会は、知識・経験・能力を十分備えており、実効性が確保されていると判断しております。なお、取締役会の実効性評価の重要性は認識しており、評価体制を整備するべく準備を進めております。

<補充原則4-14② 取締役・監査役のトレーニング方針>

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任に際して当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を理解する機会の提供及び在任期間中のこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行う体制を整備しております。

<原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との対話を積極的に実施するとともに、その体制整備に努めております。

(1) 株主との対話は、IR担当の管理部門管掌取締役が統括いたします。

(2) IR 担当部門は、関係部門との情報共有や意見交換等により、株主との対話を図ります。

(3) 株主等との対話において寄せられた意見等は、取締役会への報告等により社内共有し、今後の事業運営に役立てます。

(4) 株主との対話に際しては、情報開示の公平性に留意し、「インサイダー取引管理規程」に則り、インサイダー情報の管理を徹底しております。

(5) 年に1回以上、実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石井 太	5,447,500	75.35
アイエフマネジメント株式会社	1,662,500	22.99
湖北工業従業員持株会	120,000	1.66

支配株主（親会社を除く）名	石井 太
---------------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

アイエフマネジメント株式会社は、当社代表取締役石井 太の資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	第二部
決算期	12月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との間に取引関係はありませんが、今後支配株主との取引が発生する場合は、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性について十分に検討を行い、少数株主の利益を害することがないように対応いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
栗山 裕功	他の会社の出身者											
西村 猛	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗山 裕功	○		事業会社での経営者としての豊富な経験や幅広い知見をもとに、当社の業務執行に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。
西村 猛	○		公認会計士及び税理士の資格を有しており、企業会計及び税務に関する相当程度の知見を活かし有益な発言が期待できると判断し、社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	3	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称	指名・報酬諮問委員会
--------	------------

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	3	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために随時開催しております。

提出日現在の指名・報酬諮問委員会は、栗山裕功(社外取締役)を委員長として、石井太(代表取締役社長)、西村猛(社外取締役)の取締役3名で構成されております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人について、下記項目を中心に連携を行い監査の質的向上を図っております。

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
- ・監査結果及び監査上発見された課題等の情報の共有（四半期レビューへの同席）
- ・必要に応じて実地棚卸及び子会社監査等への立会

監査役及び内部監査室について、下記項目を中心に連携を行い監査の質的向上を図っております。

- ・相互の監査計画の交換並びにその説明・報告（三様監査会議）
- ・被監査部門に対する内部監査講評会への立会及び月1回の定例会議
- ・必要に応じて実地棚卸及び子会社監査等への立会

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)
----	----	------------

		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松宮 克弥	他の会社の出身者													
中村 正哉	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松宮 克弥	○		金融機関での経営者としての豊富な経験や幅広い知見をもとに、客観的・中立的な立場での意見を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、監査役として選任しております。
中村 正哉	○		弁護士としての専門的見地から、客観的・中立的な立場での意見を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	賞与、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

<p>賞与は営業利益等をふまえ、各人の職務内容・功績等を勘案の上、支給するものとしております。</p> <p>また、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプション制度を導入しております。</p>
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

<p>長期的な企業価値向上や株主目線での経営の推進を目的として、ストックオプションを付与しております。</p>

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

—

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>取締役の報酬額又はその算定方法の決定方針は下記の通りであります。</p> <p>1 取締役の報酬決定の方針</p> <p>(1) グローバル市場にて事業展開を行う当社にとって、優秀な人材を確保する報酬制度とする。</p> <p>(2) 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への健全なインセンティブとなる報酬体系とする。</p>
--

- (3) 株主をはじめとしたステークホルダーに対し、公正性・透明性・客観性の高い報酬制度とする。
- (4) 「全員参加型」の経営を目指している当社の経営理念に則った報酬体系とする。

2 取締役の報酬決定の手続

- (1) 役員報酬制度の方針の策定や、各取締役が受ける報酬について、指名・報酬諮問委員会による審議、答申に基づき決定する。
- (2) 取締役報酬の決定方針及び当該方針に基づく各取締役の報酬等の額に関する全ての事項については、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえた上で、最終決定権限を有する取締役会の決議により定めることとする。
- (3) 指名・報酬諮問委員会は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として、経営の公正性・透明性・客観性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的に設置する。
- (4) 指名・報酬諮問委員会は、取締役会の決議によって選定された委員をもって構成し、その過半数は独立社外取締役で構成する。

役員報酬の構成としては、職務執行の対価として毎月固定額を支給する「基本報酬」と、当該事業年度の業績に関連した「役員賞与」によって、構成されており、賞与は営業利益等をふまえ、各人の職務内容・功績等を勘案の上、支給するものとする。当社は、経営理念の「全員参加型」を標榜するため、従業員と同じ報酬構成が適正だと考える。

なお、さらなる事業拡大・報酬制度の透明性確保の観点から、短期のみならず中長期の業績連動報酬制度の導入などを今後検討するものとする。

よって、現状は下記の通りとする。

1 取締役の報酬体系

- (1) 取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と、賞与で構成するものとする。
- (2) 社外取締役の報酬は、独立性の確保・強化の観点から、基本報酬のみで構成する。

2 基本報酬

基本報酬額は、役位や在任期間、同業他社の報酬水準を総合的に勘案のうえ決定し、毎月支給する。

3 賞与

賞与は営業利益等をふまえ、各人の職務内容・功績等を勘案の上、支給するものとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役(社外監査役)に対して、就任に際して当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を理解する機会の提供及び在任期間中のこれら

の継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。

また、社外取締役（社外監査役）は、監査役または監査役会等と当社の経営全般について定期的に意見交換を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会・取締役

取締役会は、取締役8名（うち社外取締役2名）で構成され、会社の経営上の意思決定機関として、重要な業務執行の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は、毎月1回定期的に開催しているほか、意思決定の迅速化を図るために必要に応じ随時開催し、十分な協議により公平かつ的確な決定を行っております。

本書提出日現在の取締役会の構成員は、石井太（議長・代表取締役社長）、北川一清（常務取締役執行役員 蘇州瑚北光電子有限公司総経理）、加藤隆司（常務取締役執行役員 研究開発部部長）、国友啓行（取締役執行役員 管理部部長）、荒木治人（取締役執行役員 技術部部長）、鈴木基司（取締役執行役員 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Director）、栗山裕功（社外取締役）、西村猛（社外取締役）であります。オブザーバーとして松宮克弥（社外監査役）、中村正哉（社外監査役）、木原征夫（監査役）が参加しております。

(2) 監査役会・監査役

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、毎月1回定例監査役会を開催し、取締役から経営に関する重要事項の報告を受け、協議又は決議を行っております。各監査役は、監査の方針、監査計画を定め、取締役会その他重要な会議に出席するほか、当社の業務や財産状況の調査により、取締役の職務執行等の監査を行っております。なお、監査役の中には弁護士として法的知見を有する者を含んでおります。

本書提出日現在の監査役会の構成員は、松宮克弥（社外監査役）、中村正哉（社外監査役）、木原征夫（監査役）であります。

(3) 経営会議

経営会議は、取締役及び部長以上の幹部社員で構成され、中期経営計画や予算・重要な議案等、当社における重要な事項について十分な協議を行っております。[A1]リード端子事業、光部品・デバイス事業、及び管理部門の各方針に係る進捗報告等を行うことを目的として各事業及び部門ごとに毎月1回開催し、また必要に応じて随時開催し、効果的かつ効率的な業務執行を行っております。

本書提出日現在のリード端子事業に係る経営会議の構成員は、石井太（議長・代表取締役社長）、北川一清（常務取締役執行役員 蘇州瑚北光電子有限公司総経理）、国友啓行（取締役執行役員 管理部部長）、

荒木治人(取締役執行役員 技術部部长)、山崎学(上席執行役員 製造部部长(リード端子担当))、高原誠(上席執行役員 総務部部长)、山田大元(執行役員 総務部部长(企画担当))、矢野久司(リード端子営業部部长)であります。オブザーバーとして松宮克弥(社外監査役)が参加しております。また、前述に記載していない役員または従業員を必要に応じて招集する場合があります。

本書提出日現在の光部品・デバイス事業に係る経営会議の構成員は、石井太(議長・代表取締役社長)、加藤隆司(常務取締役執行役員 研究開発部部长)、国友啓行(取締役執行役員 管理部部部长)、鈴木基司(取締役執行役員 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Director)、高原誠(上席執行役員 総務部部长)、山田大元(執行役員 総務部部长(企画担当))、柿田学(製造部部长(光部品・デバイス担当))、久裕彦(光部品・デバイス営業部部长)であります。オブザーバーとして松宮克弥(社外監査役)が参加しております。また、前述に記載していない役員または従業員を必要に応じて招集する場合があります。

本書提出日現在の管理部門に係る経営会議の構成員は、石井太(議長・代表取締役社長)、北川一清(常務取締役執行役員 蘇州湖北光電子有限公司総経理)、加藤隆司(常務取締役執行役員 研究開発部部长)、国友啓行(取締役執行役員 管理部部部长)、荒木治人(取締役執行役員 技術部部长)、鈴木基司(取締役執行役員 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Director)、高原誠(上席執行役員 総務部部长)、山田大元(執行役員 総務部部长(企画担当))であります。オブザーバーとして松宮克弥(社外監査役)が参加しております。また、前述に記載していない役員または従業員を必要に応じて招集する場合があります。

(4) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役及び部長等で構成され、当社グループのコンプライアンスに係る方針、施策の決定、当社グループの事業、その他業務に係る個別リスクの管理状況の把握等を行いリスク発生の回避、損失の極小化のための対策を検討するため毎月1回開催しております。

本書提出日現在のコンプライアンス委員会の構成員は、石井太(委員長・代表取締役社長)、北川一清(常務取締役執行役員 蘇州湖北光電子有限公司総経理)、加藤隆司(常務取締役執行役員 研究開発部部长)、国友啓行(取締役執行役員 管理部部部长)、荒木治人(取締役執行役員 技術部部长)、鈴木基司(取締役執行役員 KOHOKU LANKA (PVT) LTD. Managing Director)、山崎学(上席執行役員 製造部部长(リード端子担当))、山田大元(執行役員 総務部部长(企画担当))であります。オブザーバーとして松宮克弥(社外監査役)、黒田正榮(内部監査室長)が参加しております。

(5) 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために随時開催しております。

提出日現在の指名・報酬諮問委員会の構成員は、栗山裕功(社外取締役)を委員長として、石井太(代表取締役社長)、西村猛(社外取締役)の取締役3名であります。

(6) 内部監査室

内部監査室は、代表取締役社長直轄の組織として、経営全般にわたる社内制度の運用状況及び業務遂

行状況について、その適法性及び妥当性に関する内部監査を行っております。会計監査人との間では、会計監査人と会計監査に関する意見交換や会計監査計画と結果の聴取等を通じた連携を行っており、監査役との間では、内部監査計画や内部監査結果の報告を通して連携を深めており、これらを通じて監査機能の充実を図っております。

提出日現在の内部監査室の構成員は、黒田正榮(内部監査室長)、他室員2名であります。

(7) 会計監査人

会計監査人は、監査計画及び監査結果について、監査役会及び内部監査部門に対して随時の報告を行っております。当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、当社と同監査法人又は業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社がこのような体制を採用している理由は、この体制が、当社の企業規模に即しており、透明・公正かつ迅速な経営とガバナンス強化に資するものと考えているからであります。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、可能な限り早期に発送し、株主の議案の検討時間を十分に確保してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会を可能な限り他社と異なる日に開催し、株主が適切に権利を行使することができる環境の整備に努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、電磁的方法による議決権の行使を今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の比率等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組みを今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	海外投資家等の比率等を勘案のうえ、招集通知の英文での提供を今後検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のウェブサイトにてIR専用サイトを設け、開示してまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの定期的説明会を開催することを計画しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの説明会を定期的に開催し、代表取締役社長が業績等について説明することを計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家等の比率等を勘案のうえ、今後検討してまいります。	あり
IR資料をホームページ掲載	当社のウェブサイトにてIR専用サイトを設け、決算短信、四半期報告書、有価証券報告書等を開示してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部(管理部門管掌取締役)が担当する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレート・ガバナンス基本方針において、「当社は、当社の株主、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会その他の様々なステークホルダーとの良好な関係の維持に努め、「行動規範」に則り、全てのステークホルダーからの信頼を得るように努める。」旨規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、ISO等の複数の認証を取得しており、ウェブサイト (https://www.kohokugogyo.co.jp/company/csr/) において、CSR活動について開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「適時開示規程」を定めており、ステークホルダーに対する情報提供について、適時適切に対応しております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、経営理念に適った企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための基本方針を定め、内部統制機能の整備に取り組んでおります。

(2) 内部統制システムに関する整備状況

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 「行動規範」において、取締役・使用人が適正な業務執行を行うための規範を示す。
- (ii) 組織関係規程及び各種業務規程等の社内規程を定め、諸規程に基づく業務運営を行う。
- (iii) 業務執行に際しては教育・啓蒙を行い、その執行を適切に監督する。問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。
- (iv) 業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を設け、適正に運用する。
- (v) 業務執行の適正性を、内部監査、監査役監査及び会計監査を通じて確認し、被監査部門にフィードバックを行うと共に、取締役会、監査役会又は代表取締役社長に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- (vi) 取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名及び報酬の決定に係る公正性・透明性・客観性を高める。
- (vii) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」等の社内諸規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 「リスクマネジメント規程」を制定し、リスク管理体制を構築、運用する。
- (ii) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適正な情報伝達と緊急時に対応が可能な体制を整備する。
- (iii) 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長に適切に報告を行うと共に、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び諸規程

に基づき、重要事項について審議・決定を行う。

- (ii) 「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの業務執行における責任者及びその責任、手続の詳細について定める。
 - (iii) 中期経営計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、効率的かつ効果的な業務執行を行う。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
 - (ii) 内部監査室は、当社及び子会社の業務の適正性のモニタリングを行う。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。
 - (ii) 当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。
 - (iii) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は予め監査役会の同意を要するものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、担当する業務の執行状況を報告することとする。
 - (ii) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法的事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生した場合には、その内容を速やかに報告するものとする。
 - (iii) 監査役は、いつでも当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - (iv) 監査役に報告した者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
 - (v) 監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の会計監査人と会計監査の内容についての情報交換が十分に行える体制を整えることとする。
 - (ii) 監査役と代表取締役社長との定期的な意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係に対する基本方針として「行動規範」第10条において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しない。」と定めております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記「行動規範」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおります。

具体的な整備の状況は、以下の通りであります。

(a) 対応統括部署及び不当要求責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を総務部総務課と定め、総務部長を不当要求防止責任者としております。また、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、「クレーム処理マニュアル」第5条に基づき、総務課長が対応する体制を整備しております。

(b) 取引先等の調査

当社は、新規取引開始において、「取引先調査実施要領」第5条に基づき、日経テレコン等を利用して反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。

調査の結果、反社会的勢力との関連がある場合、又は反社会的勢力との関連がないと結論付けるだけの確証が得られない場合には、取引等を行わないこととしております。

また、取引先との契約締結時は、契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込むこととしております。

(c) 株主、役員等の調査

当社の株主についても、取引先等と同様に日経テレコン等を利用し、反社会的勢力との関連がないか調査を行っております。上場後も一定の範囲の大株主等を調査対象として注意を払う予定をしております。また、役員についても、調査資料の提出を求め調査を実施しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

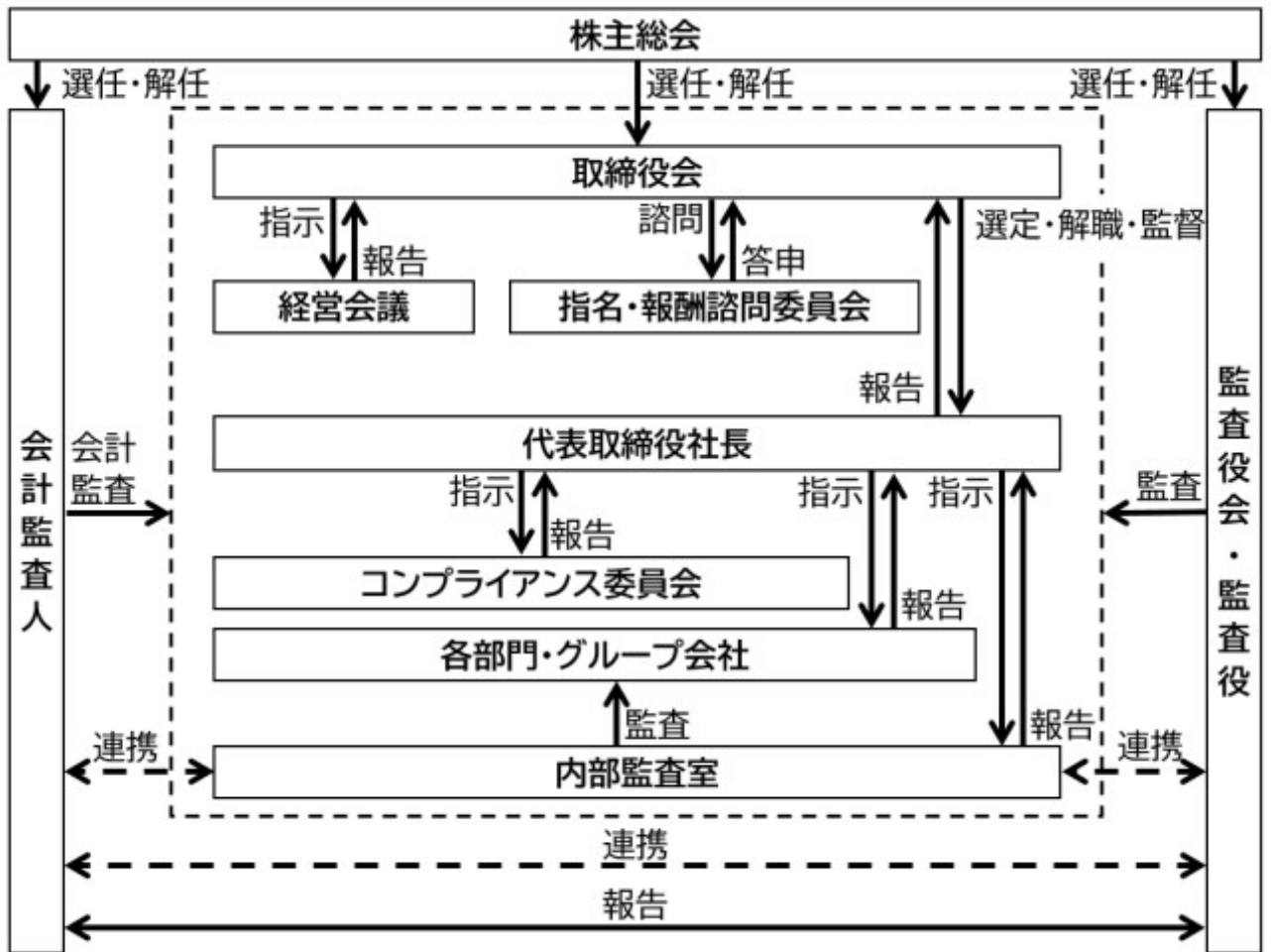
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

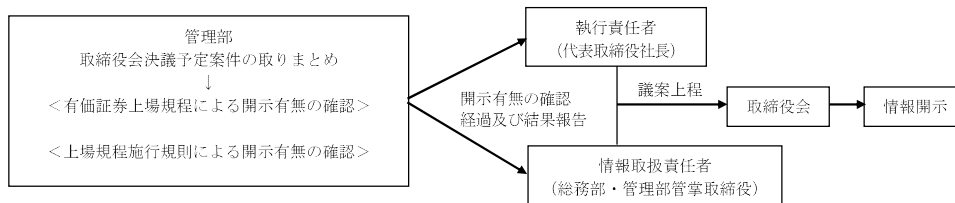
—

【模式図(参考資料)】

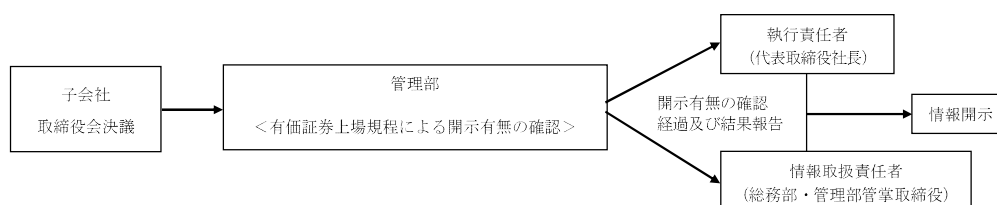


【適時開示体制の概要（模式図）】

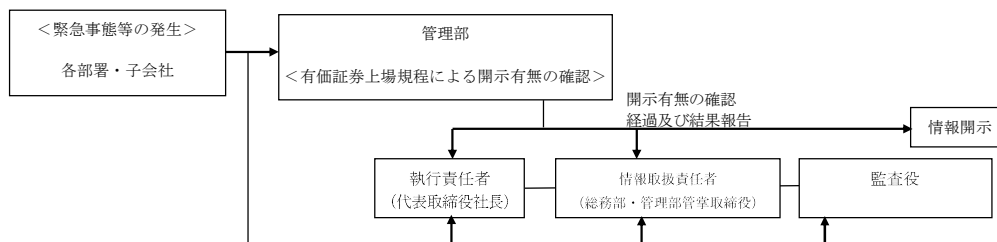
<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<子会社の決定事実に関する情報>



<当社グループに係る発生事実に関する情報>



以上